

# 居宅介護支援事業所葵の里 重要事項説明書

【事業所番号 2254180066】

(居重 R0404N01)

# 指定居宅介護支援事業所重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受け、契約書に準じた居宅介護支援を提供いたします。契約上ご注意ください。重要な事項は次のとおりです。提供されるサービスの内容などご確認ください。

## 1 事業所経営法人の概要

法人の名称	医療法人社団静寿会
所在地	静岡市駿河区小坂376-1
電話番号	054-257-2281
代表者氏名	理事長 小澤好侑

## 2 事業所の概要

事業所の名称	居宅介護支援事業所 葵の里
事業所の所在地	静岡市駿河区小坂376-1
電話番号	054-257-2281
管理者氏名	菅沼 暢之
事業所番号	2254180066
指定年月日	平成18年5月1日
通常の事業の実施地域	静岡市

## 3 当事業所の職員体制及び業務内容

職種	資格等	員数	業務内容
管理者	介護支援専門員	1人 (兼務)	管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
介護支援専門員	介護支援専門員	常勤 1人	① 市町村の委託を受けて行う訪問調査 ② 要介護認定のための申請代行 ③ 居宅サービス計画の作成 ④ サービス事業所との連絡調整 ⑤ 介護保険施設の紹介 ⑥ その他必要な援助

## 4 営業時間

営業日	月曜日～金曜日（12月29日～1月3日は除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分（ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする）

## 5 居宅介護支援事業所の運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことのできるよう、利用者に対し、適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業所その他の事業所、関連機関との連絡調整その他の便宜を提供します。

## 6 利用料金

(1) 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の料金をいただき、当事業所よりサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日当該市町村に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

## 7 居宅介護支援のご利用にあたって

項 目	内 容
介護支援専門員が提供するサービスの質の向上について	事業所は介護支援専門員技術、知識、人間性の向上を図るためのミーティングを次のとおり設ける。 (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内 (2) 定期研修 年1回 (3) ミーティング 月1回
事業所の介護支援専門員の訪問中の事故発生時の対応	訪問調査中に利用者の症状が急変、緊急事態が生じる、その他事故等が発生した時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。 又、当事業所の責に帰すべき事由により、利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負うものとする。
プライバシーの遵守	サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密、個人情報については正当な理由がある場合を除いて保持するものとする。 また、当事業所に従事する職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させる旨を、従業員との雇用契約に内容とする。
利用者及びその家族の情報交換について	利用者及びその家族の情報をサービス担当者会議等において用いる場合、あらかじめ文書にて同意を得ることにより、情報提供をすることができるものとする。

## 8 苦情処理

利用者は、当事業所のサービスの提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。利用者は、当事業所に苦情を申し立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）及び担当者

居宅介護支援事業所葵の里 054-257-2281

担当者 管理者・介護支援専門員 菅沼 暢之

その他の苦情の窓口として

静岡市介護保険課 054-221-1202

静岡県国民健康保険団体連合会 054-253-5590